

## 井戸水等併用の下水道使用料の取り扱いについて

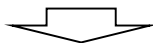
### 1 前回までのまとめ

#### (1) 第1回会議

- ① 井戸水併用における下水道使用料の検討課題を確認
  - ・ 19,554 件のうち 18.6%の 3,625 件が井戸水等との併用
  - ・ 井戸水等併用の 3,625 件のうち 28.7%の 1,042 件が水道水のみでの料金算定  
(H26年9月調定)
  - ・ 井戸水等の使用割合により影響する料金試算(差異)を確認
- ② 県下他市の取り扱いを確認

#### (2) 第2回会議

- ① 井戸水等併用における下水道使用料の課題について再確認
  - ・ 併用世帯での算定された使用水量の状況
  - ・ 併用世帯の世帯人数別水道使用量により使用水量状況を確認
  - ・ 4人世帯での用途別(炊事・洗濯・トイレ・お風呂等)平均使用割合を確認
  - ・ 他市事例による井戸水等併用の算定方法及び他市事例による使用料の試算額を確認



- 井戸水等の使用量の計量が困難
  - ※計量のためのメーター設置と検満によるメーター更新など経費負担や設置の可否が問題
- 他市事例等も参考に井戸水等の使用水量の算定方法を検討

## 2 協議のポイント

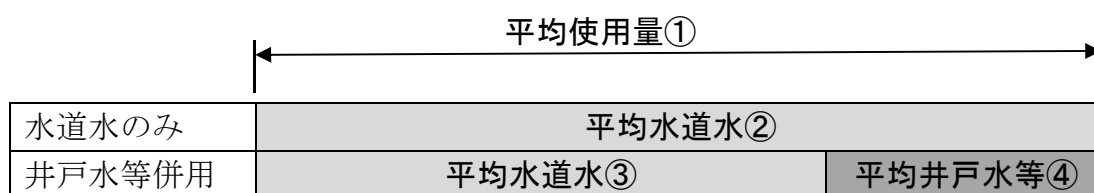
### 1) 他市事例の算定方法等から検討に当たっての視点を抽出

- ① 県下他市事例、丹波市の料金統一前の取り扱い、現在の基本料金・基本水量等の取り扱いを考慮しながら取り扱いを検討

### 2) 井戸水等の併用の水量の算定（認定）方法

【井戸水等の使用量を一定のルールにより推定し、水道使用量に加算】

- ① 水道水のみ世帯の使用量を確認
- ② 井戸水等のみ使用世帯で定めた認定水量と水道水のみ世帯の使用量を比較確認  
⇒ 井戸水等のみ使用で定めた認定水量は、水道水のみ世帯の使用量と同程度であることを確認
- ③ 水道の使用実態は、家族構成や生活様態の他、節水の取り組みなどで1人当たりの使用水量は異なっているが、水道水のみ世帯と井戸水等併用との総使用量はほぼ同じとして検討
- ④ 現行の認定水量は、井戸水等のみ使用に係る水量であり、併用の場合の使用見込水量の算出ルールを設定
- ⑤ 水道水のみ世帯の平均使用量と井戸水等併用の世帯の平均水道使用量との差が、井戸水等の水量と推定



$$\text{①} = \text{②}$$

$$\text{④} = \text{②} - \text{③}$$

- ⑥ 世帯人数別の平均水道使用量を算出し、その数値動向から算出ルールを検討

### 3) 認定水量との調整

- ① 井戸水等の推定使用量に水道使用量を加えた水量が認定水量より下回る場合の取り扱いを設定